

第五次くらしきハーモニープラン（第五次倉敷市男女共同参画基本計画）

策定支援業務仕様書

1 委託業務名

第五次くらしきハーモニープラン（第五次倉敷市男女共同参画基本計画）策定支援業務委託

2 目的

市民一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会の実現をめざして、令和8年度から令和13年度までを計画期間とする第五次くらしきハーモニープラン（第五次倉敷市男女共同参画基本計画）を策定する。策定業務を円滑に遂行するため、業務全般に関して高い専門性と抱負な経験がある業者に策定支援業務を委託し、よりよい計画策定を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 スケジュール（予定）

令和7年6月	計画骨子案作成
令和7年7～10月	計画素案作成
令和7年10月	パブリックコメントの実施
令和7年11～12月	計画原案作成
令和8年2月	計画・概要版の完成
令和8年3月	計画（冊子）・概要版の印刷

5 業務内容

（1）現状分析

本市の男女共同参画の現状を把握し、取り組むべき課題を明らかにするための現状分析を行う。

ア 統計データの分析

計画に関する基本統計等を把握、分析するとともに、本市が令和6年度に実施したアンケート調査結果を分析し、課題を明らかにする。

イ 国及び県等の動向整理

国、県等による男女共同参画に関する施策について、情報を収集、整理し、本業務の参考とする。

ウ 現行計画の評価・検証

現行の第四次くらしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）を総括し、目標達成状況を検証して課題を明らかにする。

(2) 計画骨子案・計画素案・計画原案の作成

ア 前項を踏まえ、現行計画の体系を見直すとともに、課題と施策の方向性を整理し、計画の骨子案・素案・原案の作成、修正、取りまとめを行う。

イ 本業務の実施にあたり、国の男女共同参画基本計画、県の男女共同参画計画及び倉敷市第七次総合計画との整合性を図る。

ウ 本計画は次の計画として位置付ける。

(ア) 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び倉敷市男女共同参画条例第1条に基づく男女共同参画計画

(イ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項及び倉敷市男女共同参画条例第26条に基づく市町村基本計画（DV防止計画）

(ウ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）

(3) 各種会議の開催支援

計画策定に係る審議会、庁内連絡会議等の開催にあたり、資料作成、議事録作成、必要な助言等の支援を行う。（審議会、庁内連絡会議とも各4回程度開催予定）

(4) パブリックコメント実施支援等

パブリックコメントの実施を支援するとともに、意見に対する対応策の検討や助言、結果の整理等を行い、計画に反映する。

(5) 計画・概要版の作成

計画及び概要版の文章、イラスト（又は写真）原稿の作成、取りまとめを行い、電子

データを提出すること。市民に分かりやすく親しみやすいデザイン、レイアウトとし、概要版については計画の内容から要点を的確にまとめること。使用するイラスト等については、著作権に十分注意を払い、著作権のあるものを使用する場合は、権利者に許可を得た上で使用すること

(6) 計画（冊子）・概要版の印刷

印刷の仕様等については以下のとおりとする。

イ 計画（冊子）

500部 A4判 約150ページ

表紙、本文とも白黒 マットコート紙 無線とじ

イ 概要版

2,000部 A4判 8ページ

両面4色カラー マットコート紙 中綴じ（針金あり）

6 再委託

受託者は、本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部の委託について、本市に確認の上、承諾を得た場合はこの限りではない。

7 個人情報の取扱い

受託者は、倉敷市個人情報保護条例に基づき、本業務を実施する上で知り得た個人情報については、適切な管理を行うこと

8 著作権について

(1) 当該業務の実施に伴う成果品及び資料に関する著作権及び所有権については、倉敷市に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より有する著作物又は第三者の著作物についての著作権は、受託者又は第三者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任において対処すること

9 その他

- (1) 受託者は、主担当や副担当、責任者等の複数の人員による業務体制を構築し、本市と緊密に協議を行い、円滑かつ迅速な業務の遂行に努めるものとする。
- (2) 本業務に関する協議、調査等に要する経費は、全て受託者において負担するものとする。
- (3) 受託者の責任に帰する理由による成果品の誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても、本市が必要と認める訂正、補足及びその他必要な措置を速やかに行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の遂行にあたり通常実施される業務については、委託業務の範囲内とする。ただし、疑義を生じた場合は、両者協議の上、これを解決するものとする。
- (5) 業務の遂行にあたっては、全体及び業務ごとの実施方法について、本市と十分に調整や協議を行うものとする。